

海外研修助成事業実施内規

(目的・事業の趣旨)

第1条

本事業は、放射線治療の発展を担う人材の育成を目的として、海外の先進的な放射線治療施設における見学又は教育研修を受講する若手会員に対し、その費用の一部を助成することにより、放射線腫瘍学分野の発展に寄与することを目的とする。

(申請資格)

第2条

本事業の助成を申請できる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

1. 応募年の4月1日時点において45歳以下であり、放射線治療に関する臨床又は研究に従事する者
2. 本学会の正会員又は准会員である者
3. 応募年度までの本学会年会費を完納している者
4. 応募について所属長の承諾を得ている者
5. 応募締切年の8月1日から翌年7月15日までの間に海外研修を終了できる者
6. 研修報告及び会計報告を、応募締切の翌年8月5日までに提出できる者

(助成対象外)

第3条

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象としない。

1. 当該研修に対して他の研修助成金の受給が確定している者
2. 研修先から給与又は助成を受ける者
3. 学会又はシンポジウムへの出席のみを目的とする者
4. 過去2年以内に本助成を受けた者

(募集人数)

第4条

助成対象者の募集人数は、原則として次のとおりとし、合計5名以内とする。

1. 医師又は歯科医師 2名以内
2. メディカルスタッフ(診療放射線技師、医学物理士、看護師等)及び研究者 3名以内

ただし、応募状況により教育委員会が必要と認めた場合には、区分の変更を行うことができる。

(助成額)

第5条

助成額は、1名につき30万円を上限とする。

(募集期間、助成対象期間)

第6条

募集期間は、原則として、毎年4月1日から6月末日までとし、助成対象となる研修期間は、原則として、応募締切年の8月1日から翌年7月15日までとする。ただし、募集期間、研修期間の具体的な日程は年

度ごとに教育委員会が定める。

(申請手続)

第7条

申請者は、別に定める申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、本学会事務局を通じて教育委員会に提出するものとする。

2 申請書記載事項

1. 氏名、年齢、所属、連絡先
2. 海外研修の期間、場所、内容及び抱負並びに応募理由
3. 放射線治療に関する診療又は研究の実績(直近5年間の論文、学会発表等)
4. 他の助成金等の申請状況

3 添付書類

1. 海外研修受入機関の受入れを証明する書類(交渉中の場合はその旨を示す文書)
2. 次のいずれかの資格証の写し
 - 医師免許
 - 歯科医師免許
 - 診療放射線技師免許
 - 看護師免許
 - 医学物理士認定証

(選考方法)

第8条

助成対象者の選考は教育委員会において行い、その結果を理事会の承認を経て決定する。

(選考結果の通知)

第91条

選考結果は、申請者に対して、原則として研修期間開始の1カ月前までに通知する。

(成果報告)

第12条

助成対象者は、研修終了後速やかに次の書類を提出しなければならない。

1. 研修報告書(様式自由)
2. 別に定める会計報告書

(助成金の支給)

第13条

助成金は、前条の報告書の提出及び内容の確認後に支給するものとする。

(助成対象経費)

第14条

助成対象経費は、助成対象者本人に係る次の各号に掲げる費用とする。

1. 交通費

2. 宿泊費(原則として食費は含まないものとする。ただし、朝食付きの宿泊プランの利用を妨げない。)
 3. 施設見学又は教育研修に要する費用
 4. 海外旅行傷害保険等加入費用
 5. その他、教育委員会委員長が特に必要と認める費用
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の費用については、本学会の出張・旅費規程に準ずるものとする。

(事務)

第 15 条

本事業に関する事務は、本学会事務局において処理する。

(改廃)

第 16 条

本内規の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

本内規は、2026 年 3 月 17 日から施行する。